県立新潟江南高等学校　いじめ事案発生時対応フローチャート

全職員	管理職・いじめ対策推進教員等	いじめ対策委員会等	県教委等
	いじめ事案の発生 ⇩ 教頭・いじめ対策推進教員へ報告 ⇩ 校長への報告、第1次判断（対応の指示） 校長からの認知 （校長、教頭、いじめ対策推進教員等） ⇩ 初期対応検討 （校長、教頭、いじめ対策推進教員	【いじめ対策委員会構成メンバー】 校長・教頭（2名） いじめ対策推進教員 当該学年主任・当該クラス担任 生徒指導主事・保健主事 スクールカウンセラー 【いじめ対策委員会】 いじめの「認知」、「重大事態」の組織判断 【特別支援教育委員会】 ・被害生徒のケア ＋ 【生徒指導部】 ・関係生徒の掌握 ・生徒から情報収集 ⇩ 被害生徒の保護者へ連絡（担任等） 加害生徒の保護者へ連絡(担任等）	・いじめ認知後5日以内に県教委へ報告 ・重大事案と認められる場合は、県教委、警察等関係機関への連絡と連携 （以降、随時連携）
状況に応じてアンケート等実施		【いじめ対策委員会の開催】 必要に応じて以下の職員を招集 担任、副任、養護教諭、クラブ顧問等 〇内容 ・事案内容の情報共有 ・調査方針・方法等の検討 ・被害生徒対応の検討 ・保護者対応の検討 ・資料作成 ・その他、必要事項の検討	
全職員への周知 （情報共有）	【生徒指導部会の開催】 〇内容 ・関係生徒からの事実確認 →事実内容の確定 ・指導案の検討 ・資料作成	※　進捗状況に応じて 生徒指導部会 いじめ対策委員会を随時開催	
職員会議の開催		【いじめ対策委員会の開催】 〇内容 ・生徒指導部会の内容について報告・検討 ・指導案検討、決定	外部関係機関等との連携 ・SSW ・スクールロイヤー
		生徒対応 ⇩ 【学年・特別支援教育委員会等】 ・関係生徒への指導援助 ・保護者との連携 ・情報共有	
全職員への周知 （情報共有）	【いじめ対策委員会】 ・関係生徒の状況把握 ・再発防止		